

仙台市移動支援事業等利用助成事業の実施に関する要綱

(平成18年9月29日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、移動支援事業、移動支援（大学修学支援）事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業（以下「移動支援事業等」という。）を利用する者に対し、本市が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に規定する、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として、移動支援事業等の利用に係る費用の一部を助成する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。
- (4) 介護給付費等 法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。
- (5) 移動支援事業 社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が、別表第1に定める対象者に対し、同表に定める内容で実施する事業であって、平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」（以下「地域生活支援事業実施要綱」という。）別記1－9に掲げる移動支援事業と同様の事業であると市長が認める事業をいう。
- (6) 移動支援（大学修学支援）事業 社会福祉法人等が、別表第1に定める対象者に対し、同表に定める内容で実施する事業であって、平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」（以下「地域生活支援促進事業実施要綱」という。）別記2－24に掲げる重度訪問介護利用者の大学修学支援事業をいう。
- (7) 訪問入浴サービス事業 社会福祉法人等が、別表第1に定める対象者に対し、同表に定める内容で実施する事業であって、地域生活支援事業実施要綱別記1－11に掲げる訪問入浴サービス事業と同様の事業であると市長が認める事業をいう。
- (8) 日中一時支援事業 社会福祉法人等が、別表第1に定める対象者に対し、同表に定める内容で実施する事業であって、地域生活支援事業実施要綱別記1－11に掲げる日中一時支援事業と同様の事業であると市長が認める事業をいう。

(利用決定)

第3条 この助成金の交付を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、あらかじめ、この助成金を支給する旨の市長の決定（以下「利用決定」という。）を受けるものとする。

2 利用決定を受けることができる者は、移動支援事業等の事業の種類ごとに別表第1に定める対象者であって、その居住地が本市の区域内にある障害者又は障害児の保護者とする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その現在地が本市の区域内にある障害

者又は障害児の保護者に限り、利用決定を受けることができるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は知的障害者福祉法第15条の4の規定により入居の措置が採られて共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している障害者について、その者が共同生活住居への入居前に有した居住地（継続して2以上の共同生活住居に入居している障害者については、最初に入居した共同生活住居への入居前に有した居住地）が本市の区域内にある場合には、当該障害者は、利用決定を受けることができるものとする。
- 4 利用決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、仙台市移動支援事業等利用助成申請書（様式第1号）により、市長に申請をするものとする。
- 5 市長は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる事項を勘案して利用決定の要否を決定するものとする。この場合において、利用決定の要否を決定するために必要があると認めるときは、市長は、当該職員をして、当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に面接をさせ、次の各号に掲げる事項について調査をさせることができる。
 - （1）当該申請に係る障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障害の種類及び程度その他の心身の状況
 - （2）当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
 - （3）当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
 - （4）当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを利用している場合には、その利用の状況
 - （5）当該申請に係る障害者が現に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいい、同条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第7項に規定する通所介護及び同条第9項に規定する短期入所生活介護に限る。）を利用している場合には、その利用の状況
 - （6）当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス（前3号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
 - （7）当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の移動支援事業等の利用に関する意向の具体的内容
 - （8）当該申請に係る障害者等の置かれている環境
- 6 第4項の規定にかかわらず、訪問入浴サービス事業に係る利用決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、その者が訪問入浴サービス事業の提供を受けようとする事業者に依頼をして前項の申請を代行させることができる。この場合において、申請を代行した訪問入浴サービス事業を行う事業者が、当該申請の際、前項各号に掲げる事項につき当該事業者が調査をした結果を記載した書面を提出し、市長が当該調査の結果を適切と認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長は、当該事業者の調査の結果を勘案して利用決定の要否を決定することができる。
- 7 市長は、利用決定を行う場合には、移動支援事業等により提供されるサービスの種類ごとに1月間において助成金を支給するサービスの量（以下「支給量」という。）を定めるものとする。
- 8 市長は、利用決定を行ったときは、当該利用決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「利用決定障害者等」という。）に対し、次の表に掲げる移動支援事業等により提供されるサービスの種類の区分に応じ、同表に掲げる通知書を交付するものとする。

移動支援事業等により提供されるサービスの種類の区分	通 知 書 の 区 分	
移動支援事業	仙台市移動支援事業等利用助成決定通知書（移動支援）	様式第2号
移動支援（大学修学支援）事業	仙台市移動支援事業等利用助成決定通知書（移動支援（大学修学支援））	様式第3号
訪問入浴サービス事業	仙台市移動支援事業等利用助成決定通知書（訪問入浴）	様式第4号
日中一時支援事業	仙台市移動支援事業等利用助成決定通知書（日中一時支援）	様式第5号

- 9 市長は、利用決定を行わないこととしたときは、当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、次の表に掲げる移動支援事業等により提供されるサービスの種類の区分に応じ、同表に掲げる通知書に

より、申請を却下する旨の通知をするものとする。

移動支援事業等により提供されるサービスの種類の区分	通 知 書 の 区 分	
移動支援事業	仙台市移動支援事業等利用助成申請却下決定通知書（移動支援）	様式第 6 号
移動支援（大学修学支援）事業	仙台市移動支援事業等利用助成申請却下決定通知書（移動支援（大学修学支援））	様式第 7 号
訪問入浴サービス事業	仙台市移動支援事業等利用助成申請却下決定通知書（訪問入浴）	様式第 8 号
日中一時支援事業	仙台市移動支援事業等利用助成申請却下決定通知書（日中一時支援）	様式第 9 号

（利用決定の有効期間）

第 4 条 利用決定は、当該決定をした日から当該日が属する月の末日までの期間と 1 月間から 1 2 月間の間で月を単位として利用決定障害者等ごとに定める期間を合算して得た期間内に限り、その効力を有するものとする。

（利用決定の変更）

第 5 条 利用決定障害者等は、現に受けている利用決定に係る支給量を変更する必要があるときは、仙台市移動支援事業等利用助成決定変更申請書（様式第 1 0 号）により、市長に対し、当該利用決定の変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請により、第 3 条第 5 項各号に掲げる事項を勘案し、利用決定障害者等につき、必要があると認めるときは、利用決定の変更の決定（次項において「変更決定」という。）を行うことができる。

3 第 3 条第 5 項後段の規定は、変更決定の要否を決定する場合について準用する。

4 市長は、変更決定を行ったときは、当該変更決定を受けた利用決定障害者等に対し、次の表に掲げる移動支援事業等により提供されるサービスの種類の区分に応じ、同表に掲げる通知書を交付するものとする。

移動支援事業等により提供されるサービスの種類の区分	通 知 書 の 区 分	
移動支援事業	仙台市移動支援事業等利用助成変更決定通知書（移動支援）	様式第 1 1 号
移動支援（大学修学支援）事業	仙台市移動支援事業等利用助成変更決定通知書（移動支援（大学修学支援））	様式第 1 2 号
訪問入浴サービス事業	仙台市移動支援事業等利用助成変更決定通知書（訪問入浴）	様式第 1 3 号
日中一時支援事業	仙台市移動支援事業等利用助成変更決定通知書（日中一時支援）	様式第 1 4 号

5 市長は、変更決定を行わないこととしたときは、当該申請に係る利用決定障害者等に対し、次の表に掲げる移動支援事業等により提供されるサービスの種類の区分に応じ、同表に掲げる通知書により、申請を却下する旨の通知をするものとする。

移動支援事業等により提供されるサービスの種類の区分	通 知 書 の 区 分	
移動支援事業	仙台市移動支援事業等利用助成変更申請却下決定通知書（移動支援）	様式第 1 5 号
移動支援（大学修学支援）事業	仙台市移動支援事業等利用助成変更申請却下決定通知書（移動支援（大学修学支援））	様式第 1 6 号
訪問入浴サービス事業	仙台市移動支援事業等利用助成変更申請却下決定通知書（訪問入浴）	様式第 1 7 号
日中一時支援事業	仙台市移動支援事業等利用助成変更申請却下決定通知書（日中一時支援）	様式第 1 8 号

（報告等）

第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、利用決定障害者等に対し、当該利用決定（当該利用決定障害者等について前条第 2 項に規定する変更決定を行った場合は、当該変更決定を含む。）を行った以後の第 3 条第 5 項各号に掲げる事項の変化の状況等につき、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(利用決定の取り消し)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、利用決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 利用決定に係る障害者等が、移動支援事業等により提供されるサービスを受ける必要がなくなったと認めるとき
- (2) 利用決定障害者等が、第4条の規定による利用決定の有効期間（以下「利用決定期間」という。）内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（利用決定に係る障害者等が、共同生活住居に入居することにより本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）
- (3) 利用決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに、第3条第6項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき
- (4) 利用決定障害者等が、第3条第4項の規定又は第5条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき

2 市長は、前項の規定に基づき利用決定の取消しを行ったときは、様式第19号「利用決定取消通知書」により利用決定障害者等に通知し、当該取消しに係る部分に関し、既に第10条第1項に規定する助成金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(申請内容の変更の届出)

第8条 利用決定障害者等は、利用決定期間内において、次に掲げる事項を変更したときは、様式第20号「申請内容変更届出書」により、速やかに市長に当該事項を届け出なければならない。ただし、利用決定障害者の本市域を越える居住地変更以外の事由のみの場合には、任意の様式により届出することができるものとする。

- (1) 利用決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- (2) その他市長が必要と認める事項

(利用決定通知書の再交付)

第9条 市長は、利用決定通知書（第3条第8項に規定する通知書をいう。以下同じ。）を破り、汚し、又は失った利用決定障害者等から、利用決定期間内において、利用決定通知書の再交付の申請があったときは、利用決定通知書を再交付するものとする。

(助成金)

第10条 市長は、利用決定障害者等が、利用決定期間内において、移動支援事業等を行う事業者（以下「移動支援事業者等」という。）から移動支援事業等により提供されるサービスを受けたときは、当該利用決定障害者等に対し、当該利用決定障害者等が受けたサービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「助成対象サービス」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動に要する費用のうち移動支援事業等の種類の区分に応じ別表第1に規定する費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、助成金を支給する。

2 利用決定障害者等は、助成対象サービスを受けるにあたって移動支援事業者等から求められた場合には、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合を除き、移動支援事業者等に利用決定通知書（第5条第2項の規定による変更決定がなされた場合にあっては、当該変更決定があった旨を通知する通知書）を提示するものとする。

3 助成金の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 同一の月に受けた移動支援事業等により提供されるサービスの種類ごとに助成対象サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき、別表第1に規定する基準により算定した費用の額（その額が現に助成対象サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に助成対象サービスに要した費用の額。以下「助成対象基準額」という。）
- (2) 別表第3に規定する区分に応じた利用者負担上限月額（当該額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

(助成金の額の特例)

- 第11条 市長は、災害その他の特別の事情により、利用決定障害者等が移動支援事業等により提供されるサービスに要する費用を負担することが困難であると認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、助成対象基準額に、別表第2に定める特別の事情の区分に応じ、同表に定める要綱第10条第1項に掲げる額から控除する額を除いて算定される額を助成金として支給することができる。
- 2 前項の規定の適用については、別表第2に定めるところによるものとする。
- 3 第1項の規定の適用を受けようとする利用決定障害者等は、別に定めるところにより市長に申請をしなければならない。
- 4 市長は、前項の申請がなされたときは、当該申請の内容を審査し、第1項の規定の適用の可否を、当該申請があった日から14日以内に当該申請をした利用決定障害者等に別に定める書面により通知するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、当該申請があった日から30日以内を限度として、その期間を延長することができる。
- 5 第1項の規定の適用を受けた利用決定障害者等は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を別に定める書面により市長に申し出なければならない。

(支給方法)

- 第12条 助成金は、利用決定障害者等が指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払う。ただし、市長は、利用決定障害者等の書面による委任の意思表示があるときは、当該利用決定障害者等に支給すべき助成金を、当該利用決定障害者等の委任を受けた移動支援事業者等（次項において「受任事業者」という。）に支払うものとする。
- 2 利用決定障害者等又は受任事業者は、当該利用決定障害者等が助成対象サービスを利用した日の属する月の翌月10日までに、市長に助成金の支払いを請求するものとし、市長は、当該請求のあった月の翌々月の末日までに助成金を支払うものとする。
- 3 前項の規定により受任事業者が行う助成金の支払いの請求は、様式第21号の請求書を市長に提出して行うものとする。
- 4 前項の請求書には、当該請求の内容を記載した様式第22号の明細書及び助成対象サービスを提供する事業の種類の区分に応じ、次の表に定める実績記録票を添付するものとし、その様式はそれぞれ次の表に定めるところによる。なお、日中一時支援事業において原則1：1以上の職員配置により助成対象サービスを提供した場合には、様式第28号の利用者名簿を添付するものとする。

移動支援事業等により提供されるサービスの種類の区分	実 績 記 録 票 の 区 分	
移動支援事業	仙台市地域生活支援事業サービス提供実績記録票（移動支援）	様式第23号
移動支援（大学修学支援）事業	仙台市地域生活支援事業サービス提供実績記録票（移動支援（大学修学支援））	様式第24号
訪問入浴サービス事業	仙台市地域生活支援事業サービス提供実績記録票（訪問入浴）	様式第25号
日中一時支援事業	仙台市地域生活支援事業サービス提供実績記録票（日中一時支援）	様式第26号

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。
(訪問入浴サービス事業実施要綱の廃止)
- 2 仙台市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成12年4月1日健康福祉局長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の実施の日の前日において現に次の各号に掲げる決定を受けていた者で、この要綱の実施の日以後に移動支援事業者等との契約により移動支援事業等を利用するものについては、この要綱の実施の日において、当該受けていた決定の区分に応じ、次の各号に規定する移動支援事業等に係る第3条第1項に規定する利用決定を受けた者とみなす。この場合において、その者が受けたとみなされる利用決定の有効期間は、第4条の規定にかかわらず、その者が第1号から第4号までに掲げる決定を受けていた者である場合にあっては、この要綱の実施の日から当該日が属する月の末日までの期間と1月間から17月間の間で月を単位として利用決定障害者等ごとに定める期間を合算して得た期間内に限り、その者が第5号に掲げる決定を受けていた者である場合にあっては、この要綱の実施の日から平成19年3月31日までの間に限り、その効力を有するものとする。

- (1) 法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護に係る法第19条第1項の規定による支給決定
移動支援事業
 - (2) この要綱による廃止前の仙台市訪問入浴サービス事業実施要綱第6条第2項の規定によるサービスの提供を認める決定 訪問入浴サービス事業
 - (3) 法第5条第8項に規定する短期入所に係る法第19条第1項の規定による支給決定 日中一時支援事業
 - (4) 法第5条第2項に規定する居宅介護に係る法第19条第1項の規定による支給決定 生活サポート事業
 - (5) 法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに係る法第19条第1項に規定する支給決定 経過的デイサービス事業
- (東日本大震災の被災者等に関する特例)

- 4 東日本大震災その他市長が認める災害によって被害を受けたことにより別表第2の規定の適用を受ける者に対する同表の規定の適用については、同表中「100分の10」とあるのは「100分の5」と、「12月の間に」とあるのは「25月の間に」とする。

附 則 (平成19年4月1日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この改正の実施の日以前に改正前のこの要綱第2条第9号に規定する経過的デイサービス事業（以下「経過的デイサービス事業」という。）に係る利用決定を受けた者（改正前のこの要綱に基づき平成18年10月1日に経過的デイサービス事業に係る利用決定を受けた者とみなされた者を含む。以下「経過的デイサービス利用決定障害者」という。）は、この改正の実施の日に改正後のこの要綱第2条第9号に規定する旧経過的デイサービス事業に係る利用決定を受けた者とみなす。この場合において、その者が受けたとみなされる利用決定の有効期間は、第4条の規定にかかわらず、この改正の実施の日から平成19年7月31日までの間に限り、その効力を有するものとする。
- 3 この改正の実施の日前に、現に経過的デイサービス事業により提供されるサービスの提供を受けた経過的デイサービス利用決定障害者に対する助成金の支給については、なお従前の例による。
- 4 この改正の実施の日前になされた申請、通知その他の手続きは、それぞれこの改正後のこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年7月1日改正)

この改正は、平成19年7月1日から実施する。

附 則 (平成20年3月31日改正)

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成 21 年 7 月 24 日改正）
この改正は、平成 21 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日改正）
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日改正）
この改正は、平成 24 年 3 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日改正）
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

- 附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正）
（実施期日）
- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
（経過措置）
 - 2 改正後の第 10 条、第 11 条、附則第 4 項及び別表第 2 の規定は、この要綱の実施の日以後に受けた移動支援事業等に係る助成金について適用し、同日前に受けた移動支援事業等に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日改正）
この改正は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日改正）
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 25 年 6 月 28 日改正）
この改正は、平成 25 年 6 月 28 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 3 月 5 日改正）
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日改正）
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日改正）
この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日改正）
この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 1 月 20 日改正）
この改正は、平成 30 年 1 月 29 日から実施する。

附 則（平成 30 年 7 月 1 日改正）
この改正は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（平成30年8月30日改正）
この改正は、平成30年9月1日から実施する。

附 則（平成31年3月18日改正）
この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年6月30日改正）
この改正は、令和2年7月1日から実施する。

附 則（令和2年9月25日改正）
この改正は、令和2年10月1日から実施する。

附 則（令和2年11月13日改正）
この改正は、令和2年11月16日から実施する。

附 則（令和3年4月1日改正）
この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和3年7月1日改正）
この改正は、令和3年7月1日から実施する。

附 則（令和4年3月29日改正）
この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和4年12月8日改正）
この改正は、令和4年12月15日から実施する。

附 則（令和5年3月15日改正）
この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和6年4月1日改正）
この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和7年7月1日改正）
（実施期日）

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 改正後の規定は、この要綱の実施の日以後に受けた移動支援事業等に係る助成金について適用し、同日前に受けた移動支援事業等に係る助成金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第3条、第10条関係）

第1 移動支援事業

1 対象者

（1）移動支援事業の対象者は、次に掲げるいずれかに該当する者であつて、次項第1号に規定する内容の支援が必要であると市長が認めるものとする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交

付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する級別が肢体不自由の1級であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する障害者(以下「全身性障害者」という。)若しくは障害児又は移動に際し、その者の障害の状態に照らし、これらの者と同等の支援が必要であると市長が認める障害者若しくは障害児

ロ 知的障害により療育手帳の交付を受けた障害者若しくは障害児又は移動に際し、発達障害等その者の障害の状態に照らし、これらの者と同等の支援が必要であると市長が認める障害者若しくは障害児

ハ 精神障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者若しくは障害児若しくは法第52条に規定する支給認定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)に係る障害者若しくは障害児若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条に規定する障害基礎年金の受給権者のうち精神障害を支給事由とする者(以下「精神障害を支給事由とする障害基礎年金受給権者」という。)若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)第2条に規定する特定障害者として同法第3条の規定により特別障害給付金を受給している者のうち精神障害を支給事由とする者(以下「精神障害を支給事由とする特定障害給付金受給者」という。)又は移動に際し、その者の障害の状態に照らし、これらの者と同等の支援が必要であると市長が認める障害者若しくは障害児

(2) 前号の規定により移動支援事業の対象となる者が次に掲げるいずれかに該当する者である場合は、前号の規定にかかわらず、その者は、原則として、移動支援事業の対象としないものとする。

イ 法第5条第3項に規定する重度訪問介護、法第5条第4項に規定する同行援護、法第5条第5項に規定する行動援護又は法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援に係る法第19条第1項に規定する支給決定を受けている者

ロ 医療機関に入院している者

ハ 入所施設に入所している者(外泊その他一時的に施設外で生活しており、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中を除く。)

ニ その他移動支援事業を利用することが適切ではないと市長が認める者

2 事業の内容

(1) 移動支援事業は、対象者が外出(通勤、営業活動その他の経済活動に係る外出、通学、通所その他の通年かつ長期にわたる外出、通院のための外出及び社会通念上適当でないと市長が認める外出を除く。)をする場合において、移動支援事業を行う事業者(以下「移動支援事業者」という。)がその従業者を対象者の居宅等へ派遣し、当該対象者の外出を支援するために必要な移動中の介護を行うものとする。

(2) 移動支援事業に係る助成対象サービスは、その利用を開始した日のうちに利用を終えるものとする。

(3) 対象者の身体状況により1人の従業者では適切な介護が困難と認められる場合、対象者が暴力行為、器物破損行為等に及ぶおそれがあると認められる場合その他複数の従業者による介護が必要であると認められる場合には、移動支援事業者は、当該対象者の移動中の介護を2人の従業者により行うことができるものとする。

(4) 移動支援事業に係る第3条第7項の支給量は、1月間を通じた実利用時間が50時間までの範囲内で定めるものとする。

(5) 対象者を介護する家族等の病気、出産等により一時的に家族等による外出の際の介護を受けることができないと認められる場合その他市長がやむを得ないと認める場合には、前号の規定にかかわらず、市長は、期限を定めて月50時間を超える支給量の決定を行うことができるものとする。この場合において、月50時間を超える支給量の決定を求める対象者は、あらかじめ、対象者を介護する家族等の診断書その他の資料により、50時間を超える支給量の決定を受けることが必要な期間を明示して、市長と協議するものとする。

(6) 利用決定障害者等の1月間を通じた実利用時間を算定する場合において、当該利用決定に係る障害者又は障害児が当該月において第3号の規定による2人の従業者による移動支援を受けたときは、当

該2人の従業者により移動支援を受けた時間については、これを2で除して得た時間を利用時間とし、1月間を通じた実利用時間数を算定するものとする。

- (7) 対象者が移動中の介護を受けるために、移動支援事業者からその従業者の派遣を受けることができる時間帯には制限を設けないものとする。

3 身体介護の要否の区分の決定

- (1) 市長は、移動支援事業に係る利用決定を行うときは、当該利用決定に係る障害者又は障害児が移動支援事業に係る助成対象サービスを受ける場合に身体介護を伴うサービスを受けることの要否の区分の決定を行い、当該決定の内容を当該利用決定障害者等に通知するものとする。

- (2) 前号の要否の区分の決定は、次に掲げるところにより行うものとする。

イ 利用決定に係る者が、当該利用決定に係る者の第3条第4項に規定する申請に際して行った第3条第6項に規定する調査（以下「勘案事項調査」という。）において、歩行、移動、排泄、食事等につき直接身体に触れる介助が必要であり、又は行動障害があるために常時見守る必要があると認められる状態にあり、かつ、当該利用決定に係る者の介護を行う者の状況等により移動支援事業に係る助成対象サービスを提供する際に身体介護が必要と認められる者である場合は「身体介護あり」と決定し、それ以外の者である場合は「身体介護なし」と決定する。

4 通常要する費用の算定基準

第10条第3項の規定により算定する移動支援事業に係る助成対象サービスに通常要する費用の額は、次の表により算定する単位数をA、当該移動支援事業を行う事業所の所在地につき厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号。以下「厚生労働省告示」という。）第2号の表を適用した場合における地域区分に応じ、厚生労働省告示第1号の表に掲げる居宅介護に係る割合をBとした場合において、次の算式により得られる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(算式) $A \times 10 \times B$

利用時間 身体 介護に係る 利用決定の内容	20分以上 30分以下	30分超 1時間以下	1時間超1 時間30分 以下	1時間30 分超2時間 以下	2時間超2 時間30分 以下	2時間30 分超3時間 以下
身体介護あり	256単位	404単位	587単位	669単位	754単位	837単位
身体介護なし	106単位	197単位	275単位	345単位	414単位	483単位

備考

- 利用決定障害者等に対して移動支援事業に係る助成対象サービスを行った場合に、第3項の規定により決定した当該利用決定障害者等の身体介護に係る利用決定の内容の区分及び当該利用決定障害者等の移動支援事業に係る助成対象サービスの利用時間の区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
- 移動支援事業者が、同時に2人の従業者を派遣して、1人の利用決定障害者等に対して移動支援事業に係る助成対象サービスを行った場合には、当該2人の従業者により移動支援事業に係る助成対象サービスを受けた時間につき、所定単位数に2を乗じて得た数を単位数として算定するものとする。
- 利用時間が3時間を超える場合の単位数の算定は、身体介護ありの項及び身体介護なしの項のそれぞれの2時間30分超3時間以下の欄に規定する単位数に、身体介護ありの場合、30分増すごとに83単位、身体介護なしの場合、30分増すごとに69単位を加算して算定するものとする。
- 移動支援事業に係る助成対象サービスの利用開始時間が夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。）である場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、移動支援事業に係る助成対象サービスの利用開始時間が深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。）である場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算するものとする。この場合において、加算後の単位数に1単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して単位数を算定するものとする。

第2 移動支援（大学修学支援）事業

1 対象者

移動支援（大学修学支援）事業の対象者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 重度訪問介護対象者

- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (3) 学習の意欲があり、適切に単位を修得する者（ただし、入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由がある場合を除く。）

2 事業の内容

- (1) 移動支援（大学修学支援）事業は、対象者が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学も含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校。以下「大学等」という。）において修学するにあたり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものとする。
- (2) 移動支援（大学修学支援）事業に係る第 3 条第 7 項の支給量は、1 月間を通じて 1 3 0 時間までの範囲内で定めるものとする。
- (3) 移動支援（大学修学支援）事業における利用決定の有効期間については、第 4 条の規定のとおりとし、利用更新は行わないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合には、この限りではない。

3 申請書類

移動支援（大学修学支援）事業の申請については、第 3 条第 4 項の規定による申請書に加え、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 対象者が大学等に在籍している又は入学予定であることが分かる書類
- (2) 大学等において、障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていることが分かる書類
- (3) 対象者の現在の状況、本事業の利用を希望する理由、対象者の支援体制構築に向けた計画、支援体制の構築が完了する時期（利用予定日から 1 年以内であること。）等を記載した、大学等における対象者の支援体制の構築に向けた計画書
- (4) 必要な支給量が分かる書類（週間計画等）

4 通常要する費用の算定基準

第 1 0 条第 3 項の規定により算定する移動支援（大学修学支援）事業に係る助成対象サービスに通常要する費用の額は、次の表のとおりとする。

所要時間	費用額
3 0 分ごと	1, 1 3 5 円

第 3 訪問入浴サービス事業

1 対象者

訪問入浴サービス事業の対象者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 1 8 歳以上の在宅の障害者であって、次のいずれにも該当するもの
 - イ 介護保険法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護の対象とはならない者
 - ロ 障害の等級が 1 級又は 2 級である身体障害者手帳の交付を受けた者又はこれらの者と同程度の身体状況にあると認められる者
 - ハ 歩行が困難であり、かつ、移送に耐えられない等の事情があると認められる者
 - ニ 入浴可能であるとの医師の意見書を提出した者
- (2) 前号のロ、ハ及びニのいずれにも該当する在宅の障害児であって、障害者と同等の体格である等の理由により居宅介護その他のサービスを利用しての入浴が困難なもの
- (3) 障害者支援施設に入所し、又は医療機関に入院している障害者若しくは障害児であって、外泊時に訪問入浴サービス事業を利用することが必要であると市長が認めるもの

2 事業の内容

- (1) 訪問入浴サービス事業は、利用者の家庭を訪問し、訪問入浴車の設備により、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- イ 洗髪、洗体及び洗顔
- ロ 衣類の着脱に関する介助
- ハ 入浴及び清拭に関する指導
- ニ その他入浴及び清拭の実施に必要なサービス

(2) 訪問入浴サービス事業に係る第3条第7項の支給量は、1月間を通じて9回までの範囲内で定めるものとする。

(3) 利用者の身体の状態等により全身浴に代えて清拭又は部分浴を行ったときであっても、これを1回として算定する。

3 通常要する費用の算定基準

第10条第3項の規定により算定する訪問入浴サービス事業に係る助成対象サービスに通常要する費用の額は、利用決定障害者等に提供する助成対象サービスの種類の区分に応じ、次の表により算定する単位数をA、当該訪問入浴サービス事業を行う事業所の所在地につき厚生労働省告示第2号の表を適用した場合における地域区分に応じ、厚生労働省告示第1号の表に掲げる居宅介護に係る割合をBとした場合において、次の算式により得られる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(算式) $A \times 10 \times B$

助成対象サービスの種類の区分	単 位 数
全 身 浴	1, 2 7 3 単位
部分浴又は清拭	1, 1 4 5 単位

第4 日中一時支援事業

1 対象者

日中一時支援事業の対象者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 知的障害により療育手帳の交付を受けた障害者若しくは障害児又は発達障害等その者の障害の状態に照らし、これらの者と同等の支援が必要であると市長が認める障害者若しくは障害児
- (2) 精神障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者若しくは障害児若しくは法第52条に規定する支給認定（令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）に係る障害者若しくは障害児若しくは精神障害を支給事由とする障害基礎年金受給権者若しくは精神障害を支給事由とする特定障害給付金受給者又はその者の障害の状態に照らし、これらの者と同等の支援が必要であると市長が認める障害者若しくは障害児
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた障害者若しくは障害児又はその者の障害の状態に照らし、これらの者と同等の支援が必要であると市長が認める障害者若しくは障害児

2 事業の内容

- (1) 日中一時支援事業は、対象者を日常的に介護している家族が、疾病、冠婚葬祭、看護、学校等の公的行事への参加、レジャー、旅行又は休息等の理由により対象者を介護できない場合において、宿泊を伴わない一時的な介護、見守り等の支援を、日中一時支援を行う事業者（以下「日中一時支援事業者」という。）が運営する事業所（以下「日中一時支援事業所」という。）において行うものとする。
- (2) 日中一時支援事業に係る第3条第7項の支給量は、1月間を通じて56時間までの範囲内で定めるものとする。ただし、対象者の家族等の疾病、出産等により、相当期間にわたり、家族が対象者を介護できないと認められる場合その他市長がやむを得ないと認める場合には、市長は、対象者の申し出により、期限を定めて月56時間を超える支給量の決定を行うことができるものとする。

3 障害の程度及び状態の区分の決定

- (1) 市長は、日中一時支援事業に係る利用決定を行うときは、当該利用決定に係る障害者又は障害児の障害の程度及び状態の区分の決定を行い、当該決定の内容を当該利用決定障害者等に通知するものとする。

(2) 前号の障害の程度及び状態の区分の決定は、次に掲げるところにより行うものとする。

イ 当該利用決定に係る障害者又は障害児が重症心身障害者又は重症心身障害児（知的障害により療育手帳Aの交付を受け、かつ、肢体不自由により障害の等級が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。以下この項において同じ。）であるときは、「重症心身障害」と決定する。

ロ 当該利用決定に係る障害者又は障害児が、重症心身障害者又は重症心身障害児でないときは、当該障害者又は障害児の障害の程度及び状態の区分の決定は、次に掲げるところにより行うものとする。

a 当該利用決定に係る障害者又は障害児の障害の程度が、当該障害者又は障害児につき勘案事項調査を区分判定票（様式第27号）を使用して行った場合に、区分判定票における移動、食事、排泄若しくは入浴の項目のうち3以上の項目について全介助と判定され、若しくは行動障害の項目について著しいと判定される程度又はこれに準ずると認められる程度であるときは、「区分3」と決定する。

b 当該利用決定に係る障害者又は障害児の障害の程度が、当該障害者又は障害児につき勘案事項調査を区分判定票を使用して行った場合に、区分判定票における移動、食事、排泄若しくは入浴の項目のうち3以上の項目について全介助若しくは一部介助と判定され、若しくは行動障害の項目についてありと判定される程度又はこれに準ずると認められる程度であるときは、「区分2」と決定する。

c 当該利用決定に係る障害者又は障害児の障害の程度が、「区分2」又は「区分3」と決定される程度に該当しないときは、「区分1」と決定する。

4 特定費用

日中一時支援事業に係る第10条第1項に規定する特定費用は、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) その他日中一時支援事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

5 通常要する費用の算定基準

第10条第3項の規定により算定する日中一時支援事業に係る助成対象サービスに通常要する費用の額は、次の表により算定する単位数をA、当該日中一時支援事業を行う事業所の所在地につき厚生労働省告示第2号の表を適用した場合における地域区分に応じ、厚生労働省告示第1号の表に掲げる短期入所に係る割合をBとした場合において、次の算式により得られる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(算式) $A \times 10 \times B$

利用時間 利用決定に係る 障害者又は障害児の障害の程度及び状態		4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
重症心身障害	日中一時支援事業者が医療機関である場合	651単位	1,301単位	1,952単位
	日中一時支援事業者が医療機関でない場合	213単位	427単位	640単位
区分1 (日中一時支援事業所が看護師を配置している場合)		188単位	376単位	563単位
区分2 (日中一時支援事業所が看護師を配置している場合)		214単位	428単位	642単位
区分3 (日中一時支援事業所が看護師を配置している場合)		274単位	548単位	821単位
区分1		127単位	255単位	382単位
区分2		154単位	308単位	462単位
区分3		213単位	427単位	640単位

備考

- 1 利用決定障害者等に対して日中一時支援事業に係る助成対象サービスを行った場合に、第3項の規定により決定した当該利用決定障害者等の障害の程度及び状態の区分（利用決定障害者等の障害の程度及び状態の区分が重症心身障害であるときは、さらに当該利用決定障害者等にサービスを提供する日中一時支援事業者が医療機関であるか否かの区分。また、医療的ケアを必要とする利用決定障害者等を受け入れるにあたり、看護師を配置した場合の区分。）並びに当該利用決定障害者等の日中一時支援事業に係る助成対象サービスの利用時間の区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
- 2 助成対象サービスを行う日中一時支援事業者の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長が認めた日中一時支援事業所において、次に掲げるいずれかの利用決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、1日につき48単位を所定単位数に加算する。
 - (1) 利用決定障害者等及び利用決定障害者等と同一の世帯に属する者（障害者にあつては、その配偶者に限る。）が助成対象サービスのあつた月の属する年度（助成対象サービスのあつた月が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第11条第1項の規定により当該市民税を免除された者を含み、当該市民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該利用決定障害者等
 - (2) 利用決定障害者等及び利用決定障害者等と同一の世帯に属する者（障害者にあつては、その配偶者に限る。）について助成対象サービスのあつた月の属する年度（助成対象サービスのあつた月が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の地方税法の規定による市民税の同法292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（障害者にあつては、16万円未満）である利用決定障害者等
- 3 利用決定障害者等に対して、その居宅等と日中一時支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき186単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用決定障害者等のうち重度の障害児者等に対して適切な支援を実施することを確保するため、原則1：1以上の職員配置により助成対象サービスを提供した場合に、1日につき300単位を所定単位数に加算する。
- 5 助成対象サービスを行う日中一時支援事業所のうち、障害者支援施設等の入所施設等以外の事業所（職員配置の負担が重い）においてサービスを提供した場合に、1日につき320単位を所定単位数に加算する。

別表第2（第11条関係）

特別の事情の区分	支給の特例の範囲	要綱第10条第1項に掲げる額から控除する額	申請期限	摘要
利用決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合	災害(地方税法第313条第10項に規定する災害をいう。以下同じ。)により利用決定障害者等又は生計維持者の所有に係る住宅、家財若しくはその他財産について受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）のその住宅、家財若しくはその他の財産の価格に対する割合(以下「損害割合」という。)が次の各号のいずれかに該当する者 (1) 損害割合が10分の5以上であること (2) 損害割合が10分の3以上10分の5未満であること	零 別表第3に規定する区分に応じた利用者負担上限月額額の100分の50に相当する額（当該額が第10条第3項第1号により算定した費用の額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）	災害を受けた日から起算して3月を経過した日。ただし、当該期限までに申請することができないやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。	災害を受けた日が属する月から12月の間に受けた助成対象サービスに係る助成金の額について適用する。
生計維持者が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合又はその者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合	当該特別の事情に該当することにより収入が著しく減少した生計維持者の世帯に属する利用決定障害者等（当該利用決定障害者等が生計維持者である場合を含む。以下同じ。）のうち、当該生計維持者に係る当該事情が生じた日が属する月から12月の間の見積所得金額（合算所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から退職所得金額を控除した額をいう。以下同じ。)の見込額、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく給付その他これに類する給付について給与収入とみなして算定した額、障害年金、遺族年金その他これらに類する給付について所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第4項に規定する公的年金等控除額に相当する額を控除した額及び退職手当等の収入に2分の1を乗じて得た額の合算額をいう。以下同じ。)の前年（1月から5月までの間に減免の申請をする場合にあっては前々年。以下同じ。）中の合算所得金額に対する割合（以下「見積所得割合」という。）が2分の1以下であるもので、当該事情が生じた日以後の当該世帯の収入見込金額が世帯の状況等を勘案して別に定める金額以下となるもの	零又は別表第3に規定する区分に応じた利用者負担上限月額額の100分の50に相当する額（当該額が第10条第3項第1号により算定した費用の額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）	当該事情が生じた日から起算して30日を経過した日。ただし、当該期限までに申請することができないやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。	申請日が属する月から6月の間のうち必要と認める期間（当該事情が生計維持者の死亡である場合にあっては6月）に受けた助成対象サービスに係る助成金の額について適用する。
生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合	干ばつ、冷害、凍霜害等（以下「干ばつ等」という。）により、農作物に被害を受けた生計維持者の世帯に属する利用決定障害者等のうち、当該生計維持者の前年中の合算所得金額（農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。以下この項において同じ。）及び見積減収割合（農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。）の平年における当該農作物による収入額の合計額に対する割合をい		干ばつ等の被害を受けた日から起算して3月を経過した日。ただし、当該期限までに申請することができない	干ばつ等の被害を受けた日が属する月から12月の間に受けた助成対象サービスに係る助成

	う。以下同じ。) が次の各号のいずれかに該当するもの (1) 合算所得金額が 125 万円以下であり、かつ、見積減収割合が 10 分の 3 以上であること (2) 合算所得金額が 125 万円を超え 250 万円以下であり、かつ、見積減収割合が 10 分の 5 以上であること (3) 合算所得金額が 125 万円を超え 250 万円以下であり、かつ、見積減収割合が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満であること (4) 合算所得金額が 250 万円を超え 500 万円以下であり、かつ、見積減収割合が 10 分の 5 以上であること	零 零 別表第 3 に規定する区分に応じた利用者負担上限月額額の 100 分の 50 に相当する額 (当該額が第 10 条第 3 項第 1 号により算定した費用の額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額) 別表第 3 に規定する区分に応じた利用者負担上限月額額の 100 分の 50 に相当する額 (当該額が第 10 条第 3 項第 1 号により算定した費用の額の 100 分の 10 に相当する額を超えるときは、当該相当する額)	やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。	金の額について適用する。
--	--	---	-------------------------------	---------------------

別表第3（第10条関係）

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額	世帯の範囲
生活保護	生活保護受給世帯（助成対象サービスのあった月において、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合における当該利用決定障害者等）	0円	利用決定障害者等及び当該利用決定障害者等と同一の世帯に属する者
低所得	市民税非課税世帯（助成対象サービス等のあった月の属する年度（助成対象サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号の規定による市民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（当該市民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除き、仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第11条第1項の規定により市税を免除された者を含む。）である場合における当該利用決定障害者等）	0円	利用決定障害者等及び当該利用決定障害者等と同一の世帯に属する者（障害者にあっては、その配偶者に限る。）
一般	市民税課税世帯	37,200円	